



# 消費者被害情報

電子マネー 第2弾！！



エスエヌエス

SNSや電話で『電子マネー』

の話が出たら要注意！！



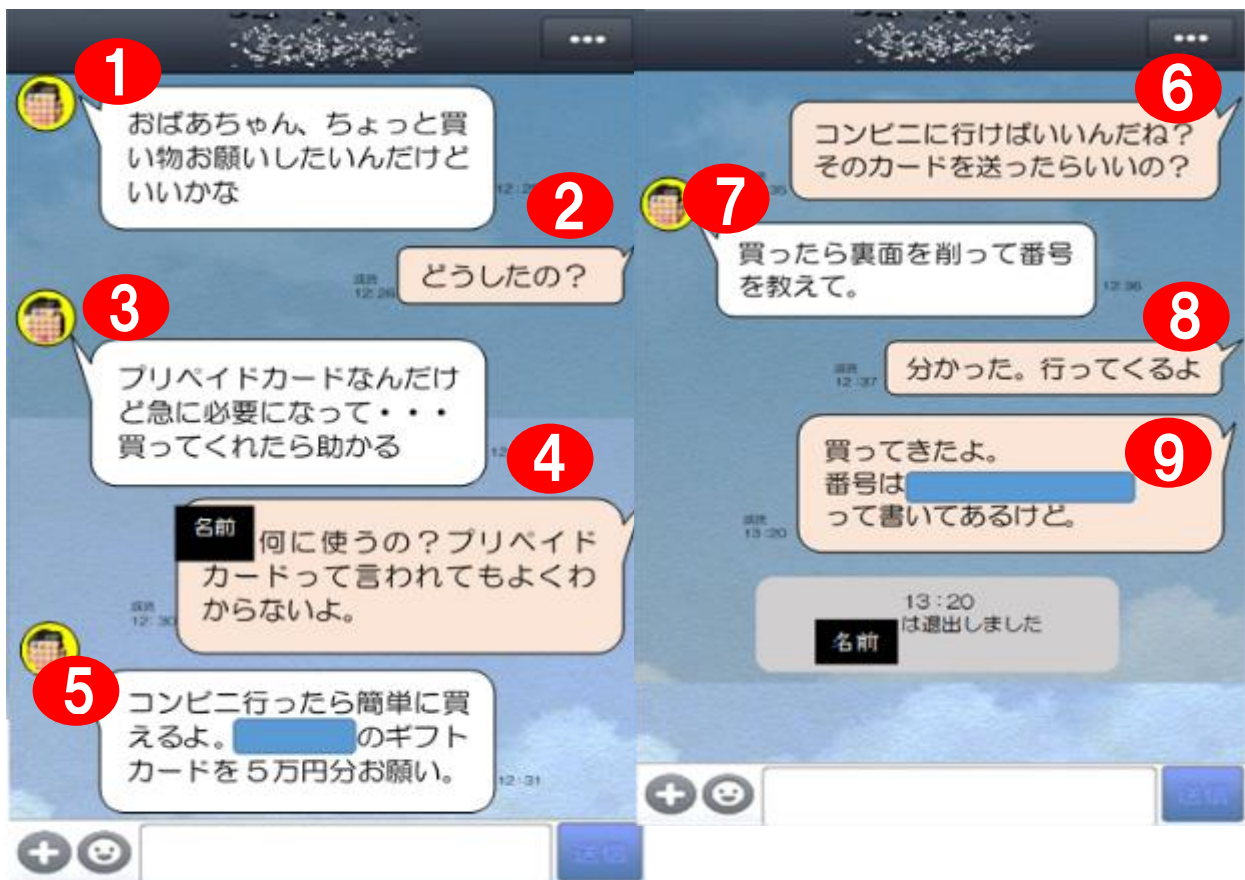
最近の手口・共通点

岡山県で被害が  
相次いでいます！

SNS・電話での『オレオレ詐欺』の手口や、架空請求などの手口では共通して、コンビニで電子マネーを購入し、ギフト券番号を教えるようにいわれます。

※ギフト券番号を教えることで、現金を送ったことになります。

《例…SNSを使っている実際のやり取りです》



※SNSとは…『ソーシャル・ネットワーキング・サービス』の略称。友人や知人・共通の趣味を持つ人たちとインターネット上で繋がり、交流を目的としている。

主にLINEやFacebookなどがよく利用されています。

## ひとことアドバイス!



- \* 知人・家族を装い SNS を通じた連絡・架空請求などで、電子マネー(プリペイドカードなど)を購入させ、番号を伝えるよう要求されるケースが増えているので、気をつけましょう。
- \* 知人・家族からの連絡の場合は SNS だけのやり取りで判断せずに、電話などで直接確認をしましょう。
- \* 業者に連絡すると個人情報をお教えることとなり、さらに請求を受ける可能性もあるので **連絡しないように** しましょう。
- \* 業者に電子マネーのカード番号を伝えると、現金を相手に渡したことと同じになります。番号を教えないように

～ おさらい ～

### 電子マネーとは

近年ではコンビニエンスストアなどで簡単に購入でき、「現金を持たなくても買い物ができる」という便利なものとして多くの方が使っています。

詳しくは前回の消費者被害情報 No.53 をご覧ください

### ◆◆相談窓口◆◆

※土日、祝日の場合は「188(局番なし)」におかけください。平日もご利用できます。

津山市社会福祉協議会

津山市地域包括支援センター

TEL:23-1004

津山市消費生活センター

TEL:32-2057

消費者ホットライン

TEL:188(局番なし)